

第1章 犯則事件の調査・告発

第1 概 説

1 犯則事件の調査の目的及び権限

犯則事件の調査の権限は、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることによって、市場の公正性・健全性を確保し、投資者保護を図る目的で、監視委員会の設置に伴い新たに設けられた権限である。

犯則事件の調査については、大蔵大臣の権限の委任に基づいて行う証券会社等に対する検査とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与する全ての者に対し行使することができる。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査及び犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第38条の2、金先法第106条）並びに裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第38条の2、金先法第107条）がある。

2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第17条、金先法施行令第12条）において定められている。主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出、損失保証・補てん、相場操縦、内

部者取引などがある（附属資料1－3参照）。

なお、犯則事件の調査結果は、監視委員会職員から監視委員会に報告されることとなっており（証取法第223条、外証法第38条の2、金先法第119条）、監視委員会は犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第38条の2、金先法第122条）。

第2 犯則事件の告発実績等

1 犯則事件の調査の実施状況

本公表の対象期間においては、テーエステー株式会社株式に係る風説の流布の嫌疑により、平成7年2月、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し臨検、搜索、差押えの強制調査を実施したほか、前記第1の1の権限に基づき所要の調査を行った。

2 告発の状況

監視委員会は、犯則事件の調査の結果に基づき、内部者取引の嫌疑により2件及び風説の流布の嫌疑により1件、計3件を証取法違反の罪に該当するとして告発を行った。その概要は、以下のとおりである。

〔事案1〕

監視委員会は、以下の日本商事株式会社株式に係る内部者取引の嫌疑につき、平成6年10月14日、証取法違反の罪（法第166条第1項若しくは第3項、会社関係者等の禁止行為）に該当するとして、犯則嫌疑者（日本商事株式会社の会社関係者等32名）を大阪地方検察

庁検察官に対して告発した。

〔告発事実の概要〕

大阪証券取引所に株券を上場している日本商事株式会社は、平成5年9月に同社が開発・製造した帯状疱疹用新薬を販売したが、この新薬を投与された患者が、フルオロウラシル系薬剤との併用に基づく相互作用とみられる副作用により死亡し、これを受けて、同年10月、同社は死亡例の発生、新薬の一時出荷停止等を発表した。

- (1) 犯則嫌疑者Aほか25名の犯則嫌疑者は日本商事株式会社の使用人であって、それぞれ、その職務に関し、前記新薬の投与により副作用死亡例が発生したとの同社の業務等に関する重要事実を知り、同重要事実の公表により予想される同社株式の株価下落による損失を回避するため、同重要事実が公表される前に自己の所有する同社株式を売り付けた。
- (2) 犯則嫌疑者Bほか2名の犯則嫌疑者は、日本商事株式会社と販売促進契約を締結していた甲株式会社の使用人、犯則嫌疑者Cは、日本商事株式会社と取引契約を締結していた乙株式会社の取締役であるが、それぞれ、当該契約の履行に関し、前記重要事実を知り、同重要事実の公表により予想される同社株式の株価下落による損失を回避するため、同重要事実の公表前に自己の所有する日本商事株式会社の株式を売り付けた。
- (3) 犯則嫌疑者Dは、上記犯則嫌疑者Aから、Aが職務に関し知った前記重要事実の伝達を受け、同重要事実の公表により予想される同社株式の株価下落による損失を回避するため、同重要事実の公表前に自己の所有する日本商事株式会社の株式を売り付けた。
- (4) 犯則嫌疑者Eは、日本商事株式会社と取引契約を締結している丙株式会社の使用人から、同人が当該契約の履行に関し知った前記重要事実の伝達を受け、同重要事実の公表により株価が確実に

下落するものと予想し、信用取引を利用して高値で売り付けた上で、下落後に反対売買を行うことにより利益を得るために、同重要事実の公表前に日本商事株式会社の株式を売り付けた。

(注) 平成6年12月20日、25名(告発を受けていない者1名を含む)につき公訴の提起が行われている。

〔事案2〕

監視委員会は、以下の新日本国土工業株式会社株式に係る内部者取引の嫌疑につき、平成7年2月10日、証取法違反(法第166条第1項、会社関係者の禁止行為)の罪に該当するとして、犯則嫌疑者(犯則嫌疑法人2社及びその役職員3名)を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発事実の概要〕

日本証券業協会に株券を登録していた新日本国土工業株式会社が振出した約束手形が、支払資金の不足によりその支払いが拒絶され、平成6年3月不渡りとなった。

- (1) 犯則嫌疑法人株式会社Aは、預金の受入れ・資金の貸付け等を目的とする株式会社であり、新日本国土工業株式会社との間で金銭消費貸借契約等を締結していたもの、犯則嫌疑者BはA社専務取締役、犯則嫌疑者Cは同社財務部長であるが、Bは上記契約の履行に関し、Cはその職務に関し、それぞれ新日本国土工業株式会社が支払資金の不足を事由とする手形の不渡りを発生させた旨の新日本国土工業株式会社の業務等に関する重要事実を知り、同重要事実の公表により予想される株価下落による損失を回避すべく、A社が所有する新日本国土工業株式会社の株式を売り抜けようとして、両名共謀の上、A社の業務又は財産に関し、同重要事実の公表前に新日本国土工業株式会社の株式を売り付けた。

(2) 犯則嫌疑法人D株式会社は、土木建設機械・土木建設用資材の販売・賃貸等を目的とする株式会社であり、新日本国土工業株式会社との間で、譲渡担保契約等を締結していたもの、犯則嫌疑者Eは、D社の代表取締役であるが、Eは、上記契約の履行に関し、前記重要事実を知り、同重要事実の公表により予想される株価下落による損失を回避すべく、D社が所有する新日本国土工業株式会社の株式を売り抜けようと企て、D社の業務又は財産に関し、同重要事実の公表前に新日本国土工業株式会社の株式を売り付けた。

(注) 平成7年3月24日、被告発法人2社及び被告発人3名について公訴の提起が行われている。

〔事案3〕

監視委員会は、以下のテーエスデー株式会社株式に係る風説の流布の嫌疑につき、平成7年6月23日、証取法違反(法第158条、風説の流布の禁止)の罪に該当するとして、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発事実の概要〕

犯則嫌疑者Aは、ソフトウェア開発等を目的とし、日本証券業協会に株券を登録していたテーエスデー株式会社の代表取締役であるが、同社が平成2年10月に発行したスイスフラン建転換社債の転換請求を促して、同社債権者による満期前償還請求権の行使を回避するため、同社の株式の価格を騰貴させようと企て、同社株式の相場の変動を図る目的をもって、平成4年8月、東京証券取引所内の記者クラブにおいて、記者等に対し、その事実がないのに、①タイ国において同社がエイズワクチン製造等を目的とする合弁会社を設立した、②タイ国において同社の関与のもとにエイズワクチンの臨床

試験を実施している、③ロシアにある国立医科大学と当社がエイズワクチンの臨床試験及び共同研究を行うことにつき正式に調印したなどと虚偽の事実を発表した。

(注) 平成7年7月26日、被告発人1名について公訴の提起が行われている。